

平成19年度第3回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 議 題 市税のコンビニエンスストア収納データの受信事務について等
- 2 開催日時 平成19年9月14日（金）午後1時15分～
- 3 開催場所 14A会議室
- 4 出席者
 - (1) 会 長 A
職務代理人 B
委 員 C, D, E, F
 - (2) 事 務 局 行政経営部 行政経営課職員
- 5 公開・非公開の別 公 開
- 6 傍聴者の数 な し
- 7 会議の状況

< (1) 開 会 >

事 務 局 [開会]

会 長 皆さん、しばらくでございます。今日は荒木委員が欠席されており、C委員も3時までということですので、あいさつを抜きにしまして、早速議題の審議に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、実施機関のほうから順番に御説明いただきます。最初の市税のコンビニエンスストア収納データの受信事務についてという諮問でございます。

[実施機関（主税課）入室]

会 長 それでは、お願いいたします。

実 施 機 関 [実施機関（主税課）による説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、御質問、どなたからでも結構ですので、お願いをいたします。

F委員。

F委員 ちょっと的外れかもしれませんが、聞きたいなと思ったのは、コンビニエンスストアはセブンイレブンとかローソンとか何種類かあるかと思えますけれども、宇都宮市内には、どういう種類のコンビニエンスストアがあつて、

おおよそ何店舗ぐらいあるかというのは御存知ですか。

実施機関 市内、県内には9種類のコンビニエンスストアございます。セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ミニストップ、ホットスパー、エーエムピーエム、セーブオンで、店舗数につきましては宇都宮市内で196店舗ございます。

F委員 もう一つ、同じようなことでばかばかしいかもしれませんが、これをやるとこのコンビニエンスストアのほうは手数料か何かいただけるのですか。

実施機関 今、それぞれの契約者のほうから提案を受けて内容を審査しているところなのですが、1件につき50円から60円ぐらいという提案がございます。それと、月額基本料を取るところと、取らないところとあるのですが、これは今、審査をしているところでございます。ちなみに、県などですと55円ぐらいが相場で契約しているとのこと。

会 長 ありがとうございます。ほかにございますか。

C委員 これは、コンビニエンスストアが集めて、それを収納代行業者のところに送るわけですね。この収納代行業者というのは、どんな人たちを想定するのでしょうか。面接かなにかで決めるのでしょうか。

実施機関 県内に、収納代行業者の本社を持つ業者はございません。宇都宮市の契約課の有資格者名簿に登録されている業者が4社ございます。ちなみに、事業者名ですけれども、地銀ネットワークシステム、電算システム、SMBCファイナンスサービス、セントラルファイナンス、全部で4社でございます。

会 長 いずれも宇都宮市には本社はないのですね。

実施機関 ございません。

会 長 ほかにございますか。

D委員 地方自治法施行令からすると、「収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められた場合」という規定がありますけれども、確かに窓口が増えるということは納めやすいということはわかるのですが、実際にコンビニまで広げて収納が増えるのかどうか。先進地の例でもいいですし、水道料もコンビニでやっていましたよね。それがコンビニの活用が始まって、収納率が増えたのかどうか、その辺のデータがあれば教えていただきたいのですが。

実施機関 先進地の実績，データ等から，納期内の納付につきましては2パーセントから3パーセントに向上しております。さらに，現年度の収納率につきましては，0.2ポイントから0.3ポイント向上しております。

会長 ありがとうございます。この個人情報保護運営審議会は，経済効率性を議論するところではないので，せっかく御説明いただきましたけれども，それについてこちらで後で審議するということはありません。問題は，個人情報にかかわることであり，それについて審議するということになっておりますので，よろしくお願いします。でも，質問はどんなことでも結構ですので，ほかにございますか。

E 委員 税金の収納代行については，今までも金融機関とか郵便局などがやっていたのだと思うのですけれども，コンビニにまで収納窓口を広げることになりますと，その店員がアルバイトとかというような形で，短期間しか勤めない方であるとか，あるいはもしかすると問題を抱えた方であるような可能性が非常に強くなると思うのです。そういったわけで，よりそのコンビニの店員に対しては個人情報保護の方針を徹底させてもらわなければならないと思うのですが，その辺のところを，市のほうではコンビニ社員に対して特にお考えになっている点はあるのですか。

実施機関 収納代行業者に提携するコンビニ店舗につきましては，個人情報保護の徹底や手続の問題，これらを厳正に行うように指導しておりまして，その辺も契約内容のほうに盛り込んで契約を締結するところでございます。

E 委員 仮に何らかの形で情報が外に漏れた場合，当然，市の責任というのが問題になってくるとは思うのです。その辺のところは契約でカバーするというようなことが書いてありますけれども，その点に関して契約上はどのようになるのかなど，その辺のところはどうでしょうか。

実施機関 契約内容の中に「個人情報の漏えい，紛失又は棄損をしてはならない。」といった内容や，「個人情報の複写あるいは加工及び利用を行ってはならない。」このような内容も盛り込んだ上で契約をしていくところでございます。さらに，そういった情報が漏れたときにつきましても，どこまでが収納代行業者の責任か，あるいはコンビニ店舗の責任か，その辺のところも明確に定

めまして契約をしていくつもりでございます。

E 委員 契約の内容について、こちらの審議会に何か資料を出させるというような
予定はあるのですか。

会 長 その契約の中身をこの審議会で審議した上で検討するのか、契約の中に個人
情報保護をきちっと明記するというので了解、お願いをしたいのか。つまり、その契約
の中で、具体的に個人情報を保護するには、どういう規定によって、どういうふう
に保護するかということまで細かい内容をこちらに提示されるのか否かということ
ですが。契約の具体的な中身が分かるものは、今は持ってきていませんよね。だから
きちっとしますということここで了解をしていただきたいということなのか、ある
いは規定の詳細を出しますということなのでしょうか、どちらでしょうか。

実施機関 契約書の中身につきましては、こちらに提出ということは考えていないの
ですが、その契約書の中身については、行政経営課と協議して進めていきたい
というふうに考えております。

会 長 もし、提出するという事になれば、今後、こちらのほうで検討すること
になりますので、そのことについてお考えを確かめたところです。

B 委員 今回の関連で言えば、確かに市が個人情報を受けるのは、収納代行業者から
受け取る時に初めて収集ということになるのですが、一般的な感情からしますと、
例えば先ほどE委員がおっしゃられたように、コンビニのほうで情報が漏れた場合
でも、市税の納付なのだから市の責任ではないかというふうに言われる。法的に
それが認められるかどうかは別問題ですけれども、一般的な受けとめ方としては
そういうふうになる可能性もあると思うのですが、その辺のご検討は何か
されておりましたか。

実施機関 バーコード処理している部分につきましては、先ほど説明いたしましたよ
うに、すべて番号ですので、わからないようになっているのですが、いわゆる
コンビニに残る納付書、これの保管が一番重要だと思っております。したが
いまして、その部分については、採用になった収納代行業者との契約書
の中で十分明示して対応していくつもりです。

B 委員 私の言っているのはそういう意味ではなくて、私は、法的に市に責任が生

じるかは別問題だというふうにお答えしました。そうではなくて、万が一事故があったときに、コンビニを利用して市税を納付した市民に、「おれの情報が漏れてしまった。」「私の情報が漏れてしまった。」「市の責任ではないですか。」「そういう業者さんと契約した市の責任だ。」そういうことを言われるということの懸念について、何か御検討されたのでしょうかということです。例えば、「個人情報の取扱いについては万全を期してやっていますよ。」ということを広報誌で周知するとか、何か送るときに、「コンビニで送っても、それは安全ですよ。」というような注意書きをするとか、そういうことを聞いているのです。

実施機関 来年度の話なのですが、今後、それら納税者の方に対する安心感を与えるために、納付書の中でお知らせするとか、事前に広報等でも安全ですというような周知は図っていききたいというふうに考えております。

B 委員 そうすると、「安全です。」と余りうたい過ぎると、だんだん市の責任があるのではないかと言われそうにもなるし、かといって、いや、これはデータを受け取るまでは市の責任ではありませんという、安心してみんなが納付することができないということになってしまうので、痛しかゆしだと思うのですけれども、その辺のところはさらに検討していただければというふうには思っております。

会 長 ほかに質問ございますか。

D 委員 いわゆる店舗の人から情報が漏れた場合には、責任は市が持つのですよね。

会 長 そうなのですか。店舗から漏れた情報については、市が責任を負うことになるのでしょうか。

実施機関 当然最終的には市というふうに認識しております。

B 委員 ただ、それは契約で業者などに賠償してもらおうということになるのですよね。では、もうとにかくこの件で事故があったら、「いや、これはコンビニの責任ですよ。」というのではなく、「市の責任です。」というふうにお認めになると、こういう趣旨でございますか。

会 長 契約の中身ですよ、それは。

B 委員 契約の中身の問題ではないですよ。それは契約をしていない、納付する

側との問題ですから。いわゆる不法行為というのでしょうか、それに準じたもので、国賠法上の責任を認めるというような、それはコンビニの店舗で行われて、全く自分たちが知らないところで行われても、市の責任を認めるというふうにお考えかというふうに聞いています。

会 長 しかし、それはあらかじめここで認めるということではないのではないのでしょうか。

B 委 員 いやいや、単純に考え方を聞いているだけであって、私は市の責任なのかどうかというと、微妙だと思っていますから。

実施機関 事案の中身によっても多少は違うのかもしれませんが、最終的には市の責任というふうに認識しております。

会 長 恐らく「そのぐらい重要な個人情報を扱う、処理する事業ですよ。」という趣旨だと思います。それから、コンビニエンスストアというのは、色々な収納業務やりますよね、電気代、ガス代、その他もろもろの。それと市税とを何か一緒くたに収納されると、こちらは市税の伝票だからしっかりやりなさいということができなくなるのではないのでしょうか。これはもうセキュリティーをきちっとしないとえらいことになる。コンビニ自体にしっかりした個人情報保護規定がないと、「そんなこと言われてもないし。」というようなことになってしまう。つまりコンビニの中にきちっとした個人情報保護規定があるかないかによって、市のほうは対応を変えられるのかどうかです。お願いします。

実施機関 データの伝送については、すべて数字のデータのやりとりになりますので、あとは、やはりその伝票の保管の問題だと思うのです。それ以外のものと一緒にくたにするのかどうかについてはちょっとわかりませんが、市税のものとそれ以外の電話料とかとをきちんと区分けして、保管するような契約をしたいと考えております。

会 長 ほかにありますか。

E 委 員 今おっしゃられた伝票ですが、その保存方法であるとか、保存期間であるとか、その辺の問題については、やはり契約としてもかなりきちんとやっていかないと、それはいろいろな問題が生じる余地があると

思います。ですから、先ほども言った契約の内容については、いずれ検討するということになるのでしようけれども、その辺については十分念頭に置いた上でやっていただきたいということはお願いしたいと思っております。

会 長 ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

会 長 では、また何かあったらお話を聞くことがあるかもしれませんが、一応これで質疑のほうは終了としたいと思います。ありがとうございました。

〔実施機関（主税課）退室〕

会 長 それでは、2件目の案件の説明をお願いしたいと思います。

E 委員 すみません。その前に、私、栃木県の国保連の顧問をやっているものから、2件目については審議に加わらないというような形でお願いしたいと思います。

会 長 そうですか。わかりました。発言しないという扱いにしたいと思います。それでは、実施機関のほうで御説明をお願いいたします。

〔実施機関（障害福祉課）入室〕

会 長 それでは、よろしく申し上げます。

実施機関 〔実施機関（障害福祉課）による説明〕

会 長 ありがとうございました。それでは、また皆様から御質問をいただきたいと思えます。どうぞどなたからでも結構ですが。

会 長 5番目の他市の状況についてですが、これは厚生労働省の方針なので、全国の全市町村で同じシステムを導入するものということなのですが、これは全国同時に行うのですか。それとも各市町村で時期をずらして段階的に行うのですか。

実施機関 これは、今年の10月から国のほうのシステムに統一化するということになりますので、10月からシステムを稼働していきたいと考えております。

会 長 一斉に全部やるわけですね。

実施機関 はい。

会 長 そうすると、当然送信事務に遅れがあったり、ミスがあったりしてはいけないということなのですね。ほかに何か御質問ございますか。

- D 委 員 一つだけ確認したいのですが。最初に説明がなかったのですが、障害者自立支援法が始まってから今までは、これらの支払い事務については、国保連でやっていたのですか。それとも市でやっていたのですか。
- 実 施 機 関 今も市でやっております。
- D 委 員 現在は、市ということですね。
- 実 施 機 関 市でやっているものを、国保連に委託しております。
- D 委 員 支援法に基づくその支払事務については、市がこれまでも国保連に委託していたのですが、今回は、単にそのやり方を電話回線にしますということですね。
- 実 施 機 関 そうです。
- 会 長 他に御質問ございますか。
- 「なし」と言う人あり]
- 会 長 ないようでしたら、説明は、これで終わりということでもよろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。
- [実施機関（障害福祉課）退室]
- 会 長 では、3件目の案件に入ります。実施機関にお入りいただきたいと思ます。
- [実施機関（高齢福祉課）入室]
- 会 長 それでは、後期高齢者医療事務に係る諮問について御説明をいただきたいと思ます。
- 実 施 機 関 [実施機関（高齢福祉課）による説明]
- 会 長 ありがとうございました。それでは、まず御質問をよろしく願います。
- B 委 員 今回の対象になるのは、市から広域連合に対する情報の外部提供、それとシステムの接続ということでもよろしいですか。何か広域連合から被保険者情報とか、そういったものを収集することについては対象になっていないという理解でもよろしいのでしょうかというのが1点です。
- それと2点目は、「住民基本台帳などの必要な情報は、媒体で提供する。」

というふうになっていますが、システムに結合する意味について、もう少し詳しく教えていただければというふうに思います。その2点です。

実施機関 1点目にありました「情報を収集することは対象になっていないのか。」ということについてですけれども、保険料がいくらかというのを決めるのは広域連合なのですけれども、保険料を実際に徴収するのは本市ということになります。そのために、情報をもらうことになるのですが、そちらの根拠につきましては、別紙1にもありますように、高齢者の医療の確保に関する法律104条に広域連合側で保険料を賦課するということが定められておりまして、さらに市のほうは、保険料を徴収しなければならないということが定められております。この法令から広域連合で保険料を定めて、それを本市で徴収するというように、情報をもらわなければこの業務はできないといったところが法令から読み取れるということで、今回の審議の対象外ということで判断させていただきました。

会長 ありがとうございます。2点目についてはどうでしょう。

実施機関 「媒体で提供する。」とありますが、その媒体を広域連合に持っていくわけではありません。ホストにつながる端末と、広域連合につながる端末が隣同士にありまして、その間を媒体で渡すというふうになります。ですので、回線1本でホストから広域連合までつながっているというわけではなくて、途中で媒体渡しが入るというものです。その媒体渡し自体は、所管課の高齢福祉課の事務室で行うということになります。

会長 ほかに御質問ございます。

E 委員 最後の協定事項のところ、「なお、広域連合ではセキュリティーポリシーを作成し」とあるのですが、まだセキュリティーポリシーをつくっていないので、これからつくるといふようなふうにも読み取れるのですけれども、どのぐらいかかるのでしょうか。

実施機関 協定書は、広域連合のほうで案というか、形をつくっております。今各市町村でその協定書でいかどうかをチェックして、最終的に確定しようとしている段階でございます。

E 委員 今聞いたのは、協定書の内容ではなくて、広域連合の中におけるセキュリティーポリシーをつくるというふうな意味に読み取れるのですが、

それが今のところはまだないのかどうかという話です。

実施機関 広域連合内のセキュリティーポリシーにつきましても、外部に出せる情報については各市町村に出てきています。基本方針が出てきておりまして、それについてもそういうふうにはチェックをして、今、最終的に確定しようとしているところでございます。まだ確定したわけではないのですけれども、案ベースのもので、最終版直前のものは既に用意されております。

会長 セキュリティーポリシーというのは、箇条書きで何項目ぐらいになっているのですか。

実施機関 最初に、セキュリティーポリシーの名前なのですが、[後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び栃木県後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運営に関する基準]というものでございます。条文自体は、33条から構成されております。その中で電算処理システムの管理であるとか、情報資産の管理であるとか、それらの整備計画、端末操作者の管理、障害が起きたときの対応、そういったものを規定しております。

会長 では、条文化されたものが、作成されているということですよ。

実施機関 はい、そうです。実際に結ぶのはこれからになるのですけれども。

会長 ほかにございますか。

F委員 対象者は75歳以上の高齢者全員ということですが、障害のある方は65歳からということなのですか。ここでいう障害というのは例を挙げるとどういった障害なのですか。

実施機関 障害者手帳を交付されている方で、心身の障害の場合には3級以上の方、一部下肢不自由の方については4級以上の方になります。それ以外の精神障害などの方も対象となります。それらの方の場合には、高齢者医療保険に入る権利を得ることができまして、申請された方については加入できるわけです。

会長 F委員、よろしいでしょうか。

F委員 はい。

会長 ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

会長 ないようでしたら、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会 長 では、ご苦勞さまでした。説明ありがとうございました。

〔実施機関（高齢福祉課）退室〕

会 長 非常に短い時間で3つの諮問について御説明いただきましたが、第1号から順次御検討いただきたいと思います。1件目の諮問、コンビニエンスストアの収納データの受信事務について御意見をお願いいたします。

E 委 員 先ほども言ったのですが、例えばこれについては契約の内容は必ずしもまだ煮詰まっていないということなのですが、コンビニとか収納代行業者サイドに個人情報の保護の徹底をさせるに当たっては、契約書の内容が相当重要だと思います。今日の時点で、契約書そのものを出せというところまではともかくとして、その骨子ができてきて、こちらの審議会ですらそれについていろいろ検討する機会が与えられて、初めて信頼性が確保されるのではないかなというふうに思いますので、今日の時点でこれについていいというふうな結論を出すのは、時期尚早ではないかなと。平成20年の5月開始ということですから、時間はまだあるのではないかと思うので、答申は保留にすべきではないかなと思います。

B 委 員 今話を突き詰めてみると、委託の可否の問題になるであろうというふうに私は思っています。今回諮問事項になっているのは、あくまでもそういう業者に委託されたときにデータを受信することがいいかどうかということなのでしょうけれども、今、E委員のおっしゃられたことというのは、そもそもそういう委託がいいのかどうかということであって、それはここの審議会の範囲外といいますか、権限外の事項ではないかなというふうには私は考えます。だからどうしようとか、今日決めようとかそういう積極的なつもりはないのですが、今の意見についてはちょっと違うのではないかなというふうに思っています。

会 長 E委員、どうですか。

E 委 員 私としても、委託の可否自体がこちらに審議されているものだというふうには考えていないのですが、先ほども言ったように委託の内容自体

がよくわからない以上は、まだ結論は出すべきではないのかなという事です。

会長 委託の可否は、ここでの審議事項ではないのですけれども、その個人情報にかかわることで疑問があれば、それを明らかにした上で、この諮問に対する答申をしなければならないということですね。

E 委員 委託の可否については、こちらで結論を出すべきではないのですけれども、その辺のところは心配なところもありますので、何らかの回答を得たいというところです。

会長 基本的には答申内容にかかわることだと思うのです。E委員は、答申を今回は保留して、時期的にもそれほど急ぐべきことではないので、もっと具体的に契約内容を見た上でこの受信事務についての個人情報保護上の問題があるかどうかということを考えてらどうかというふうに受け取りましたけれども、ほかの皆様方はどうでしょうか。

C 委員 私も、今年から県のほうで始まりました自動車税のコンビニ納付を利用しましたけれども、便利といえば便利なシステムだと思います。

F委員 結論からいうと私はいいのではないかというふうに思っています。便利になるというのが一番大きい理由です。一番心配をするのは、やはり収納代行業者ではなくて、コンビニの窓口になる店員の教育といいますか、そういうことなのだろうと思うのです。コンビニで個人情報を扱う業務というのは、この件が初めてではないと思います。したがって、恐らく経営者はわかっているでしょうし、あとは店員に対する徹底の問題なので、市との契約のときに、「くれぐれもそのことを承知してやってほしい。」というふうなニュアンスの条項を入れるなど、常識的に考えられる契約でよろしいのではないかと思います。

まして、収納代行業者というのは、かなりその業界では知られているところだと思いますので、当然そういうことは承知しているというふうに思いますし、市においては、契約の段階で「個人情報保護を徹底する。」という条項を当然入れるだろうと思いますので、その点、問題ないのではないかと思います。

会長 今おっしゃられたのは、委託業務の中身の問題なので、委託契約のそのも

のだと思うのですが、おっしゃられるようにコンビニの窓口で市税の納付書とかを取り扱うのは、アルバイトの学生とかこういうことに関心のない方が扱う可能性が非常に高いわけですね。そこまで我々が心配してしまうと実は切りがないのですけれども、そういうことの心配もしながら、この諮問に対して答申をすべきなのか、それは契約の中で市が責任を持ってやることだから、それは別として、データの受信だけを審議会の答申の内容と限定して議論すべきなのかということなのだと思います。

F委員 私は、結論から言うと、データの受信だけに限定して、これについてイエスカノーかだけで諮れば良いと思うのです。そういう意味で、イエスで答えておきます。

会長 わかりました。その諮問に対してはよろしいということですね。
C委員もそうですか。

C委員 はい。

会長 D委員はどういうふうにお考えなのでしょう。

D委員 私人に収納の委託をさせるというところで少し引っかかっている気はするのですが、ただ、銀行であっても郵便局であっても、持っていけば公共の手から離れていくわけでありまして、銀行員や郵便局の職員なら心配ないかというところではないと私は思っています。だからこれはそれほど心配しないで、個人情報のデータの収集だけに割り切ったほうがよろしいのかなと思います。

会長 心配すれば切りがないですからね。では、D委員も基本的にはF委員、C委員と同じということよろしいですね。

E委員とB委員からはまだ結論を伺っていませんが、いかがでしょうか。

E委員 今日の時点では保留ということで。反対ということではないです。

会長 判断材料がない、少ない、乏しいということよろしいですね。

B委員 多分ほかでもやっていることなので、契約はほかとほぼ同一になるのであろうということと、どんな契約を結んでも、実際上の事故というのは、契約で防げるわけではないというふうに思っていますので、保留する意味は余りないのではないかと考えています。私は、今日決をとって結構だと思っております。決をとるのであれば、もちろん

これは了承したいというふうに考えています。

会長 私も、大体B委員と同じだと考えています。次回、契約書の中身がこういうものであれば安心で、こういうものだとやはり不安だということになるのかどうか、これはもちろんE委員のように「出てみないと判断できないのに、出す前から予断を持たれるのは困る。」ということかもしれませんが、恐らく契約内容それ自体はどこでも行われているもので、ここだけを厳しくするというこの意味が本当にあるのかどうかというのは問題だと思います。難しいと思います。

それで、基本的にはこれで了承すると。ただ、E委員の御意見は、非常に重要な御意見だと思うのです。ですから、例えば答申書の中に何か附帯的な意見として書き込んで、契約を結ぶ際に、個人情報保護運営審議会からこういう意見があるということを検討させるようにするという扱いをしたらどうかとも思いますが、まずB委員、それはどうでしょうか。

B委員 それでいいです。

会長 全体ではこの諮問には了承ということなので、そのような結論にさせていただきたいと思います。ただ、了承という2文字で終わらせないで、今言ったようなE委員の意見を入れた注意書きといいますか、附帯意見といいますか、なお書きを入れて答申を出すということでご了承いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会長 ありがとうございます。では、そのなお書きについては、後日こちらの方で検討させていただきますので、できましたらまた皆さんにお送りして了解を得たいと思います。ありがとうございました。

それでは、1件目の諮問はこれで終わります。2件目の諮問に移りますが、これはいかがでしょうか。御意見をお願いいたします。

D委員 既に媒体の提供はしているのですよね。

会長 はい。電子媒体に変わり、通信回線を結合することになるので、こちらに諮問がかかってきているものであります。これはよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会長 はい。異論は特にございませんので、これはこのまま了承しますということにします。

3件目の後期高齢者医療事務についてですが、御意見をいただきたいと思
います。

B 委 員 別に結論としてどうこうというのはないのですけれども、外部提供につ
いては、例えば138条第1項の「資料の提出を求めることができる。」ということからは、その反対で「外部提供できる。」というふう
に読んでいないので、多分諮問事項になっているのだと思うので
すけれども、逆の収集するほうについては、相手が課して、こちら
が徴収するから、そこから趣旨で読み取れるのだという法解釈のバ
ランスがどうなのかなという、外部提供と収集とですから、危険の
度合いが違うので、当然解釈の仕方も違うのだとは思いますが。収集
の場合には趣旨でということになりますけれども、やや外部提供の
場合は狭く解釈せざるをえないかもしれないので、それは構わない
と思うのですけれども、何となくこの条文だけを見た限りでは若干
違和感がある。ただ、実質的には中身どうこうということではない
のですけれども、手続的にどうなのだろうと。

会 長 いかがでしょうか。

B 委 員 別にそれ自体をどうこうと言っているわけではなくて、諮問事項の対象に
する仕方が、何故外部提供はして、収集のほうはしていないのだろ
うなというだけの疑問をいっただけです。

事 務 局 その点について説明させていただきます。個人情報保護条例第6条第3項
第2号に、法令等に定めがある場合には、収集することができるという規定
があるのですけれども、この中の解釈として、「法令等の趣旨などにより、収
集することができる場合」というのがありますので、一応こちら
に当てはめた今回は、諮問の対象外という処理をさせていただきました。

B 委 員 いや、それはさっきも説明受けたのだけれども、その解釈がちょっとバラ
ンス的にどうなのだろうという疑問を持っただけで、諮問自体がど
うこうということではないです。ですから、諮問されている事項に
ついては特にございませぬ。

会 長 皆さん、特にないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

会 長 それでは、この件についても了承ということにします。

先ほどの条文の解釈については、また時間がありましたらゆっくりどこかでやることにします。

それでは、以上をもちまして本日の3件については、1件目についてはなお書きをもって答申をしますけれども、それ以外についてはそのまま了承ということで答申をしたいと思います。

それでは、以上で審議を終わりますが、事務局の方から何かありますか。

事 務 局 いつものことでございますけれども、本日の審議会の議事録につきましては、後日準備ができ次第、郵送をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長 この機会ですから、皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

会 長 それでは、これをもちまして今年度の第3回個人情報保護運営審議会を終了いたします。長時間ありがとうございました。